

(写)

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 1 2 号

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例（平成 9 年龍ヶ崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 9 条 省 略 <u>（傷害保険の加入）</u>	第 9 条 省 略
第10条 <u>第 5 条第 1 項の規定により市長の承諾を受けて保育ルームに入 所する対象児童は、当該対象児童の保護者が保険料を負担すること により、市長が指定する傷害保険に加入しなければならない。</u>	
第11条 省 略	第10条 省 略
第12条 省 略	第11条 省 略

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。